

駐車監視員活動ガイドライン（広島中央警察署）

平成31年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事、祭礼及び催し物等の期間中には、必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所、時間帯においても活動することとする。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道54号及び183号（横川新橋～十日市交差点～広島市役所前交差点の間）及びその周辺	午前7時～午前1時
中央通り（八丁堀交差点～三川町交差点の間）及びその周辺	
鷹野橋宇品線（広島市役所前交差点～南大橋東詰交差点の間）及びその周辺	

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
中央通り・御幸橋西詰通り（三川町交差点～保健所前交差点～千田小学校南東角交差点の間）及びその周辺	午前7時～午前1時
相生通り（紙屋町交差点～稲荷大橋の間）及びその周辺	
寺町通り・舟入通り（十日市交差点～小網町交差点～舟入南6丁目交差点の間）及びその周辺	
白島通り（牛田大橋南詰交差点～八丁堀交差点の間）及びその周辺	
鷹野橋宇品線（南大橋東詰交差点～宇品橋の間）及びその周辺	
駅前通り（東広島橋南詰～田中町交差点～国泰寺交差点の間）及びその周辺	
城南通り（広島城南交差点～上柳橋西詰の間）及びその周辺	

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
紙屋町、基町地区（紙屋町2丁目、大手町1～3丁目、小町、基町5～13番）及びその周辺	午前7時～午前1時
本通、袋町地区（本通、袋町、立町、中町、紙屋町1丁目）及びその周辺	
新天地、三川町地区（堀川町5～7番、胡町6番、新天地、三川町）及びその周辺	
流川、薬研堀地区（流川町、薬研堀、田中町、堀川町1～4番、胡町1～5番、銀山町、弥生町、西平塚町、東平塚町）及びその周辺	

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
八丁堀地区（八丁堀、鉄砲町、橋本町、幟町）及びその周辺	午前7時～午前1時
十日市地区（十日市町1・2丁目、西十日市町、寺町、広瀬町、広瀬北町、本川町1～3丁目、榎町、猫屋町、堺町1・2丁目、小網町、土橋町）及びその周辺	
舟入地区（河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、西川口町、舟入南1～4丁目）及びその周辺	
広島市役所地区（国泰寺町1～2丁目、大手町4～5丁目、千田町1～3丁目、東千田町1・2丁目、南千田町西側、南千田町東側）及びその周辺	
吉島地区（住吉町、羽衣町、吉島町、吉島東1～3丁目、吉島西1～3丁目、光南1～4丁目、吉島新町1・2丁目）及びその周辺	
広島城周辺地区（基町1～4・14～21番、上八丁堀、上幟町、東白島町、西白島町、白島中町、白島北町、白島九軒町）及びその周辺	
平和公園地区（中島町、加古町）及びその周辺	
宝町地区（宝町、富士見町、鶴見町、昭和町、平野町、竹屋町、南竹屋町）及びその周辺	午前8時～午後10時
高齢者等専用駐車区間（広島市文化交流会館北側、平和公園南側、基町中央公園北側）及びその周辺	

◎ 自動二輪等重点地域

地域	重点時間帯
広島市自転車放置規制区域（紙屋町・八丁堀・流川・薬研堀周辺） ○相生通り（相生橋東詰～稲荷大橋西詰） ○白島通り及び中央通り（女学院前交差点～三川町南交差点） ○鯉城通り（市民病院前～広島市役所前） ○平和大通り（田中町交差点～平和橋東詰） ○上記のほか、八丁堀、鉄砲町、幟町、橋本町、基町6・9～13番、大手町1丁目、大手町2丁目、大手町3丁目、紙屋町1丁目、紙屋町2丁目、立町、本通、胡町、堀川町、銀山町1～12、17、18番、袋町、新天地、流川町、薬研堀2、3、6、7番、中町、三川町、田中町2、6番、小町、白島北町13～17番、18番南側、西白島町4、7番、27番北側、大手町4丁目、大手町5丁目1～3番、国泰寺1丁目1～9番、国泰寺2丁目1～3番、宝町1番、富士見町1～5、8～11番及びその周辺	午前7時～午前1時

※自動二輪等とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。